

本日ここに、第19回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、ただいま上程されました議案第39号から議案第51号まで並びに報告第3号及び報告第4号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号 筑後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用条項を改正するものであります。

議案第40号 筑後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、児童福祉法の規定に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を緩和するものであります。

議案第41号 筑後市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例制定につきましては、貸与対象者の要件に独立行政法人日本学生支援機構法に基づく学資の貸与を受けていない者を追加するものであります。

議案第42号 筑後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い改正するものであります。

改正の主な内容は、基礎課税限度額を54万円から58万円とし、軽減措置の拡大として、平等割及び均等割の5割軽減並びに2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行うものであります。

議案第43号 筑後市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、被保険者に対する督促状発出に係る事務手続について、関係条文の整備を行うものであ

ります。

議案第44号 筑後市介護保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、引用条項を改正するものであります。

議案第45号 平成30年度筑後市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算は、5億235万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を192億4,235万7千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第2款 総務費の庁舎管理に要する経費は、本庁舎の耐震診断結果を受け、当面の措置として耐震補強工事及び老朽設備改修工事を2か年で実施するため、工事請負費を計上するものであります。

地方創生に要する経費は、一般財団法人地域活性化センターの移住・定住・交流推進支援事業助成金が採択されたことに伴い、関係経費を計上するものであります。

第3款 民生費の児童福祉施設等助成金は、幼保連携型認定こども園和泉幼稚園の施設整備に伴う補助金を計上するものであります。この補助金については、平成29年度に予算計上しておりましたが、国の交付決定がなされなかったため事業を執行せず、今回改めて関係予算を計上するものであります。

生活保護事務に要する経費は、本年10月に実施される生活保護基準見直し等に伴い、生活保護システムを改修するため、委託料を計上するものであります。

第8款 土木費の筑後市社会資本総合整備事業（拠点形成事業）に要する経費は、交付金額の決定等により起債額が増額となったため、財源を組み替えるものであります。

第10款 教育費の奨学事業に要する経費は、受領した寄附金を活用し、筑後市奨学会への補助金を増額するものであります。

す。

人権・同和教育に要する経費は、実施主体である解放太鼓に対するコミュニティ助成事業の採択を受け、補助金を計上するものであります。

水田コミュニティセンター管理運営に要する経費は、集会所の耐震診断評価取得業務に係る委託料を計上するものであります。

第13款 予備費は、福利厚生負担金等の入力誤りにより組み替えていた過大計上分について減額するものであります。

以上の経費の主な財源として、国・県支出金、繰越金、市債等を充てております。

債務負担行為の補正は、平成31年度から業務が発生するため今年度中に入札の必要がある学校給食事業（小学校）ほか1件であります。

地方債の補正は、本庁舎耐震化事業及び公共事業等債を増額するものであります。

議案第46号及び議案第47号 財産の取得につきましては、はしご付消防自動車一式及び高規格救急自動車一式の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第49号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更につきましては、平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議

決を求めるものであります。

議案第50号 専決処分の承認につきましては、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、筑後市税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、議会の承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定の整備、平成30年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続、償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充に伴うものなどであります。

議案第51号 筑後市税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法の改正に伴い、生産性向上特別措置法の規定により取得した機械装置等の固定資産税額を軽減するよう改正するものであります。

報告第3号 平成29年度筑後市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、庁舎整備推進業務ほか7事業に要する経費について翌年度に繰り越すものであります。

報告第4号 平成29年度筑後市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、県道筑後柳川線道路改良工事に伴う配水管移設工事及び北牟田配水場更新事業におけるポンプ室・排水枡築造工事に要する経費について翌年度に繰り越すものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。